

## 高根沢町空家等活用支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高根沢町（以下「町」という。）に存する空家を取得して町に移住し、及び定住しようとする者に対し、当該空家の改修に係る工事に要する費用の一部を補助することにより、空家等（空家及びその敷地をいう。）の利活用の促進を図るため、高根沢町空家等活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 高根沢町空き家バンク制度実施要綱（平成29年高根沢町告示第28号）第5条第3項の規定により登録された住宅をいう。
- (2) 移住 町以外の区域から町内に住所を移すことをいう。
- (3) 定住 町の住民基本台帳に登録され、かつ、継続して居住することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。この場合において、2人以上の者が共同で空家を取得した場合にあっては、いずれか1人を補助対象者とする。

- (1) 空家を取得した者であること。
  - (2) 取得した空家に移住し、及び5年以上定住することを誓約すること。
  - (3) 第10条第1項の規定による報告の時点で、取得した空家に居住する者が補助対象者を含めて2人以上であること。
  - (4) 町に転入する直前の市区町村が賦課する税に滞納がないこと。
  - (5) 高根沢町暴力団排除条例（平成24年高根沢町条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としな
- (1) 空家の取得が、公共工事に伴う移転に起因するものであるとき。
  - (2) 2人以上の者が共同で空家を取得した場合にあっては、これらの者のいずれかが前項各号の要件を満たさないとき。
  - (3) 取得する空家等の従前の所有者が、補助対象者と3親等内の親族関係にあるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと町長が認めるとき。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、取得した空家に対して行う改修（増築及び改築を含む。）に係る工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上を目的に行う主要構造部、居室、台所、浴室、トイレその他生活するために必要な部分に係る工事であること。

(2) 町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主が実施する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる建築一式工事の場合にあっては、同法第3条第1項の許可を受けた者が実施する工事に限る。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 国、県、町等の他の制度による補助金等の交付の対象となる工事

(2) 空家が併用住宅である場合にあっては、事業の用に供する部分の工事

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助金の交付の対象となる空家1棟につき1回又は補助対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、空家等活用支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 空家を取得した者全員の定住誓約書（様式第2号）

(2) 空家を取得した者全員の町に転入する直前の市区町村が賦課する税に滞納がないこと

を証する書類

(3) 空家の売買契約書の写し

(4) 取得した空家の平面図及び位置図

(5) 改修前の空家の外観及び工事施工予定箇所の写真

(6) 補助対象工事に係る見積書（工事の内訳が記載されたものに限る。）の写し

(7) 2人以上の者が共同で空家を取得した場合にあっては、いずれか1人を補助対象者とすることについての同意を確認できる書類

2 補助金の交付申請の期限は、空家の売買契約を締結した日から1年以内とする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空家等活用支援補助金交付決定（不交付）通知書（様式第3

号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(変更申請等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ空家等活用支援補助金変更承認申請書(様式第4号)に変更又は中止に係る書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、空家等活用支援補助金変更承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 交付決定者は、交付の決定を受けた日から60日以内に補助対象工事に着手しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、空家等活用支援補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 空家の登記事項証明書の写し
- (2) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
- (3) 改修後の空家の工事施工箇所の写真
- (4) 補助対象工事に係る領収書(工事の内訳が記載されたものに限る。)の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告の期限は、補助対象工事が完了した日から1月を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて現地調査その他必要な調査を実施することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、空家等活用支援補助金額確定通知書(様式第7号。以下「額確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする

(補助金の請求)

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとする

きは、町長が定める期日までに、空家等活用支援補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に補助金の交付を請求しなければならない。

- (1) 額確定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反する事実があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく、取得した空家に移住した日から5年を経過することなく高根沢町から転出し、又は当該空家を第三者へ譲渡したとき。
- (4) 指定の期日までに実績報告書の提出がないとき。
- (5) 第10条第1項の規定による報告の時点で世帯員が2人以上でないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消しは空家等活用支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金の返還命令は空家等活用支援補助金返還命令書（様式第10号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。